

## 令和5年度実施 協働事業

**事業提案書**

## ●市民提案型協働事業

	事業名	パートナー	担当課	ページ
①	社会環境の変化に対応した地域活動の仕組みづくり支援事業 【継続3年目提案】	NPO法人 湘南NPOサポートセンター	協働推進課	P1
②	農業体験を通して不登校やひきこもりの若者と人材不足に悩む農家をつなぐ就農支援事業 【継続2年目提案】	NPO法人ぜんしん	・農水産課 ・農業委員会 事務局	P24

令和4年10月  
平塚市

# 令和5年度「事業」提案書

令和4年9月22日

(宛先)

平塚市長

	(特定非営利活動法人)
団 体 名	湘南NPOサポートセンター
代 表 者	坂田美保子
事業担当課	協働推進課
提 案 型	<input type="checkbox"/> 行政提案型 <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型 ( <input checked="" type="checkbox"/> 自由部門 <input type="checkbox"/> テーマ設定部門 )
新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規 (提案 年分) <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (令和3年度～)

協働事業について、以下のとおり事業提案します。

## 1 提案内容 (事業担当課との意見交換をもとに、具体的に詳しく記入してください。)

①事業名	「社会環境の変化に対応した地域活動の仕組みづくり支援事業」	
②事業の目的・必要性 なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図られるのかなど。	<p>平塚市との協働で実施している「ひらつか地域づくり市民大学」は、平成25年より9年間実施し、延べ1,500人を超える地域の皆さんに参加していただいている。その中で、多くの地区において、“役員のなり手がない”、“役員の負担が大きい”等切実な声、意見をいただいていた。自治会離れや子ども会育成会の消滅、小・中学校PTA役員の辞退、各種団体役員の高齢化等、地域活動の担い手不足が多く地域で大きな課題となっている一方、今から45年前に発行された平自連だよりに、当時行われた自治会アンケートの結果が掲載されているが、その頃から担い手不足が課題となっていた。</p> <p>こうした中、一昨年度来の新型コロナウイルス感染防止対策の影響により、様々な地域活動、地域行事が自粛、中止となり、開催内容や方法についても見直していくきっかけとなった。</p> <p>本事業では、地域活動を行う上で参考となるような事例や新しいやり方の試行経過をまとめることで、次世代へ継承していける持続可能な地域活動の仕組みづくり支援を目的とする。</p>	
③協働の必要性・メリット なぜ、市と協働で実施したいのか、協働することの必要性を記入してください。 また、市民・団体・市のメリットをそれぞれ具体的に記入してください。	必 要 性	<p>1年目に実施したアンケート結果、2年目に実施しているモデル地区での試行計画の検討等をもとに、地域ごとに考えていくべき課題やきっかけを地域に提示する。また、それに対してどう取り組んでいくかを、地域からの要請に応じて、行政やNPOによる支援等を行うとともに、具体的取組みを事例集として取りまとめることで地域活動を支援する。それを横展開していくことで地域活動の活性化につながっていくと考える。</p>
	メ リ ツ ト	<p>(市民のメリット：市民が受けられるサービスや解決される課題など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手不足等の課題解決へのヒントを得られる。</li> <li>・地域活動の再編等のきっかけを得られる。</li> <li>・地域活動の課題解決について支援を受けることができる。</li> </ul>

	<p>(団体のメリット：行政が持つ情報等の活用や信頼性の確保など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と一緒に取り組むことで、地域からの信頼が得やすくなる。</li> <li>・「地域活動支援」という団体の目的が達成できる。</li> </ul> <p>(市のメリット：団体が持つ専門性やノウハウの活用など)</p> <p>地域と行政だけでは解決できなかった担い手不足等の課題に、市民活動団体や大学等との連携・協働の経験を持つ団体の専門性やノウハウを活用することで、解決へのヒントにつなげることが期待できる。</p>
<p>④事業のアピールポイント</p> <p>この事業の先駆性、先進性、創意工夫、事業の売りや熱い思いなどアピールできることを記入してください。</p>	<p>過去9年間実施した「ひらつか地域づくり市民大学」の中で、地域の課題に取り組むには、地域を「見る・聞く・調べる・比べる」、「地域の資源を活用する」、「実践し振り返る（PDCA）」、が大切であること。また、少子高齢化による人口構成の変化を知ること、役員の負担感、なり手不足を解消するためには、業務の棚卸しを行いどこに問題があるかを調べ分析し地域の中で共有すること、より多くの世代が関われる仕組みづくりが求められること、等々を提案させていただいている。</p> <p>それらを踏まえ、令和3年度から開始した本事業においては、まずは本市の地域活動の現状をより多くの方々と共有するため、市内全226自治会役員関係者（回収902名/1157名）にご協力をいただき、自治会運営の現状、活動上の課題、コロナ禍での活動工夫等に関するアンケートを実施した。その結果、改めて役員の負担感や担い手不足の現状が明らかになり、地域活動の継続性の危機感を確認する結果となった。</p> <p>今回のアンケートは地域活動の役員を対象としたため、全体的に高齢の方の声が多く反映された結果となったが、今後の地域活動の継続性を考慮すると、もう少し若い世代の声を聴き企画への参画を求めるなど、新たな地域づくり支援が必要であると感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2年目にあたる今年度は、地域づくり基本プロセス案をもとに、実践試行していく上での留意点・ポイントを以下の2地区をモデルにして整理する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;モデル地区&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○横内連合自治会地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな役員選出方法や地域一丸となって行事の見直しに着手し始めている</li> </ul> </li> <li>○LaLa 湘南平塚コモンズ自治会地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな居住者中心に多世代参加型での企画運営に挑戦している</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●自治会町内会の現状を見ると役員の任期が1~2年と短く、地域の課題を検証したり継続審議する時間もなく、定期的に行われるイベントの開催やゴミの対応等諸々の諸問題に手一杯の状況であることがわかる。地域活動の継続性や活性化を自治会に頼りきるのではなく、地域全体で考える・実践する仕組みづくりも併せて検討したい。</li> <li>●これまでのひらつか地域づくり市民大学での外部講師の知見と示唆に加え、今年度の地域づくり市民大学で紹介していただく予定の市内6地区の魅力的な取り組みも含め身近な事例集としてまとめる。地域性は異なるが、取り組みの手法など活用できる部分も数多くあり、同様の課題を抱えた地域の参考にしていただくことで、平塚らしい地域活動の活性化に貢献できる。</li> </ul> </li></ul>

<p>⑤事業概要・計画</p> <p>スケジュール・人員配置など時系列、箇条書きで具体的に記入してください。</p>	<p>(1)「事例集(仮称)素案」を踏まえた地域行事等の実践支援(6人)</p> <p>→前年度作成の「事例集(仮称)素案」のプロセスをもとに地域行事や地域活動の見直しや新たな取り組みへの移行を検討している地区に対して、実践の支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践の企画支援(3地区程度) 4~7月</li> <li>・実践実施プロセスの記録 8~11月</li> </ul> <p>(2)実践事例の効果の整理(6人)</p> <p>→(1)の実践実施のチェックを踏まえ、地域住民から見てどのような点が効果的であったかの意見把握を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施効果の住民ヒアリング 8~11月</li> <li>・ヒアリングから見た効果と改善点の整理 10~12月</li> </ul> <p>(3)「事例集(仮称)」確定版の作成・発行(6人)</p> <p>→市内各地域ならびに市民活動団体関係者を対象に幅広く公表していくため、これから地域づくりにかかわる人達にもわかりやすく、参画する意欲を喚起できるよう、先進事例の解説等を加えたヒント集として取りまとめていく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・編集会議(3回程度) 11~2月</li> <li>・「事例集(仮称)」取りまとめ・作成 12~2月</li> <li>・「事例集(仮称)」500部発行 3月</li> </ul> <p>(4)成果報告(6人)</p> <p>→市内各地域の関係者にお集まりいただき「地域づくり事例集(仮称)」の報告、意見交換を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果報告会の開催 2月</li> </ul>
<p>⑥役割分担</p> <p>団体、市の役割を具体的に記入してください。</p>	<p>(団体の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践モデル地区(3地区程度)での企画・実施の支援</li> <li>・実施結果についての住民ヒアリングの実施</li> <li>・「事例集(仮称)」確定版の編集・作成</li> <li>・編集会議、成果報告会の開催・運営</li> </ul> <hr/> <p>(市の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践モデル地区(3地区程度)の協力要請、サポート</li> <li>・発行物の校閲・協力</li> <li>・成果報告会の周知協力</li> <li>・広報</li> </ul>
<p>⑦他団体との連携</p> <p>この事業に関し、他団体等と連携の実績や予定があれば記入。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり市民大学のネットワーク(専門家、講師等)を通じた有識者、関係者及び大学等との連携実績を活用</li> <li>・試行支援の検討にあたっては、必要に応じ、当法人との連携の実績がある東海大学や市民活動団体に協力を要請する。</li> </ul>
<p>⑧成果目標(目標値)</p> <p>できるだけ数値で具体的に記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果報告会に連合地区ごとに自治会役員だけでなく地域活動団体関係者も積極的に参加する。27連合地区×5~10名程度</li> <li>・成果報告による次年度取り組み意向地区10地区程度</li> </ul> <p>(成果目標値:成果報告会出席200名、次年度取り組み意向10地区)</p>

<p>⑨関連法令等</p> <p>事業実施に関連した法令等があれば記入してください。</p>	<p>※ご不明の場合は、事業担当課へご確認ください。</p>
<p>⑩実施年度以降の展望</p> <p>今回提案の事業実施年度以降の展望を記入してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施年度以降も提案型協働事業で実施  ※市支出見込額（3年目 <u>3,045,000</u> 円）  <input type="checkbox"/> 提案型以外の方法で協働を継続  <input type="checkbox"/> 団体が単独で実施   <input type="checkbox"/> 行政が単独で実施   <input type="checkbox"/> 終了する  <input checked="" type="checkbox"/> その他（地域のニーズに対応すべく担当課と協議していきたい）</p> <hr/> <p>（実施後の具体的な事業展開や上記の補足事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平塚市では、町内福祉村、教育力ネット、公民館運営会議等に加え、令和4年度からの小中学校でコミュニティスクール導入等、各種地域活動団体と学校、公民館がより連携して地域活動・運営していく仕組みの基盤が着実に進んでいる。</li> <li>・また、若い世代のテレワークスタイルの定着、地域で過ごす時間が増えていくことを見据えると、より幅広い世代でのわがまち意識が高まり、地域活動に参加するきっかけがあれば、多世代参画型の地域づくりの定着が進んでいくことが予想される。</li> <li>・人口増加・市街地拡大時代、ワーク・ライフスタイル多様化時代に創設された地域活動団体、役員構成、そのもとの助成・予算構成というモデルにおいても量的規模的な縮小均衡へと確実に向かっていくと予想される。</li> <li>・今回の協働事業の成果を通して、縦割り型から地域（各種地域団体）、行政、学校、企業が連携したスマートな地域運営・課題解決の仕組み（ヒト、コト、バシヨ、カネの歯車の再構築）を「ひらつか共創スタイル」として整えるきっかけとなり、“人生100年時代の住み続けたいまち平塚”に寄与していけると考える。</li> </ul> <p>そのためにも、本事業で終わらせることなく「地域活動支援モデル」として継続した取り組みが行えるような体制づくりを平塚市とともに検討・実施していきたい。</p>

## 2 企画提案団体の概要

① 体名	(フリガナ) トケ化エイカトウホウジン ショウナンエヌピーオーサポートセンター 特定非営利活動法人 湘南NPOサポートセンター			
②所在地	〒259-1517 平塚市長持 568 番地の 5			
② ホームページ	http:// snposc.org			
④連絡担当者 及び連絡先	担当者	鈴木 奏到 (役職) 理事		
	電話	[REDACTED] (連絡可能な時間帯) 10:00~18:00		
	FAX	[REDACTED]	e-mail	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
⑤設立年月	平成 22 年 6 月 (法人格取得年月 平成 24 年 3 月)			
⑥会員の状況	個人会員	49 人 (うち平塚市民	39 人	団体会員 1 団体
⑦活動内容 ・活動実績	<p>当法人は、「一人ひとりが自分らしく暮らせるまち」を願い、社会のために何かしたい人、市民活動・地域活動を行う人を応援することで、組織の壁・心の壁を越えて、人々がつながり共に行動する市民社会の実現をミッションに、H22. 6 月任意団体として設立。H24. 3 月 NPO 法人格を取得して現在に至る。</p> <p>過去 3 年間の主な実績</p> <p><b>1. まちづくり事業部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ひらつか地域づくり市民大学」開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度～令和 3 年まで毎年 1 回開催、計 9 回実施 (受講者実績 1,581 名：公開講座含む) 平塚市協働推進課・平塚市中央公民館・平塚市福祉総務課との協働事業</li> </ul> </li> <li>○神奈川県との協働事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業 (平成 30 年度～)</li> <li>・農福連携マッチング支援事業 (令和元年度～)</li> <li>・地域の支え合い仕組みづくり事業 (令和 2 年度～)</li> </ul> </li> <li>○「NPO・市民活動を支える人たちとゆるゆる語る会」令和元年 9 月 講師：松原明氏 (認定 NPO 法人シーズ・市民活動を支える活動を進める会 前代表理事) 参加者数 18 名</li> </ul> <p><b>2. ひらつか市民活動センター協働運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度～平塚市行政提案型協働事業により、ひらつか市民活動センターの協働運営を開始。令和 2 年度からは協働委託として市民活動センターを運営中。 (登録団体：市民活動団体 333 団体、一般団体 127 団体 (R4 年 6 月現在))</li> <li>・崇善公民館との合築による相互利活用 (登録団体 124 団体)</li> <li>・令和元年に実施した団体向けアンケート調査結果から 90%以上の高い評価をいただいている。</li> </ul>			

	<p><b>3. メディア事業部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ローカルメディア「ひらつか地域魅力ネット」の運営 平成 30 年以降、実績 89 本の記事投稿 地域で活動する魅力ある人・団体・場所・店舗等を取材し、Web サイトへ掲載。平塚の魅力発信を行うとともに市民活動・地域活動の情報発信の場、交流の場として活用していただくことを目的としている。</li> <li>○「スマホサロン」毎週木曜午前開催 年間利用者延べ人数 110 名 IT スキルの高いシニア会員が中心となり、市民活動・地域活動団体へマンツーマンによる IT 支援を実施している。</li> <li>○市民活動・地域活動団体のサポート事業として、チラシ・リーフレット・情報紙などの作成及び HP・ブログの作成、及び作成のための相談助言等を実施 (市民活動団体・平塚市自治会連合協議会情報紙・市 P 連情報紙・等他多数)</li> </ul> <p><b>4. 大学・企業・NPOとのネットワーク事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップ制度、並びに東海大学都市建築学部、工学部梶田ゼミ、健康学部市川ゼミとの連携による地域活動支援 (ひらつか地域づくり市民大学、外出支援、交流型体験の里づくり事業他)</li> <li>・神奈川大学平塚地区 BBS 会との連携による吉沢寺子屋の運営支援</li> </ul>																																					
<p>⑧協働事業との関わり</p>	<p><input type="checkbox"/>新たな事業      <input checked="" type="checkbox"/>今までの活動の拡大      <input type="checkbox"/>今までの活動と同規模</p>																																					
<p>⑨活動体制</p> <p>活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職等</th> <th>氏名</th> <th>協働事業での役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 理事長</td> <td>坂田 美保子</td> <td>全体統括責任者</td> </tr> <tr> <td>② 理事</td> <td>鈴木 奏到</td> <td>事業推進責任者・企画プロデュース</td> </tr> <tr> <td>③ 理事</td> <td>梶田 佳孝</td> <td>大学等との連携推進</td> </tr> <tr> <td>④ 理事</td> <td>長谷川 正幸</td> <td>実践企画・住民ヒアリング実施他 報告会運営</td> </tr> <tr> <td>⑤ 理事</td> <td>氏家 真美</td> <td>事例集編集・成果報告運営</td> </tr> <tr> <td>⑥ 理事</td> <td>宮崎 道名</td> <td>全体企画管理・事例集編集企画 住民ヒアリング実施他</td> </tr> <tr> <td>⑦ 正会員</td> <td>津田 潤</td> <td>実践企画・住民ヒアリング実施他</td> </tr> <tr> <td>⑧ 正会員</td> <td>猪俣 位</td> <td>実践企画・住民ヒアリング実施他</td> </tr> <tr> <td>⑨ 正会員</td> <td>田中 勉</td> <td>実践企画・住民ヒアリング実施 事例集編集企画他</td> </tr> <tr> <td>⑩ 正会員</td> <td>高橋 貴之</td> <td>事例集編集・成果報告運営</td> </tr> <tr> <td>⑪ 会計</td> <td>大澤 千鶴</td> <td>会計担当</td> </tr> </tbody> </table>	役職等	氏名	協働事業での役割	① 理事長	坂田 美保子	全体統括責任者	② 理事	鈴木 奏到	事業推進責任者・企画プロデュース	③ 理事	梶田 佳孝	大学等との連携推進	④ 理事	長谷川 正幸	実践企画・住民ヒアリング実施他 報告会運営	⑤ 理事	氏家 真美	事例集編集・成果報告運営	⑥ 理事	宮崎 道名	全体企画管理・事例集編集企画 住民ヒアリング実施他	⑦ 正会員	津田 潤	実践企画・住民ヒアリング実施他	⑧ 正会員	猪俣 位	実践企画・住民ヒアリング実施他	⑨ 正会員	田中 勉	実践企画・住民ヒアリング実施 事例集編集企画他	⑩ 正会員	高橋 貴之	事例集編集・成果報告運営	⑪ 会計	大澤 千鶴	会計担当	
役職等	氏名	協働事業での役割																																				
① 理事長	坂田 美保子	全体統括責任者																																				
② 理事	鈴木 奏到	事業推進責任者・企画プロデュース																																				
③ 理事	梶田 佳孝	大学等との連携推進																																				
④ 理事	長谷川 正幸	実践企画・住民ヒアリング実施他 報告会運営																																				
⑤ 理事	氏家 真美	事例集編集・成果報告運営																																				
⑥ 理事	宮崎 道名	全体企画管理・事例集編集企画 住民ヒアリング実施他																																				
⑦ 正会員	津田 潤	実践企画・住民ヒアリング実施他																																				
⑧ 正会員	猪俣 位	実践企画・住民ヒアリング実施他																																				
⑨ 正会員	田中 勉	実践企画・住民ヒアリング実施 事例集編集企画他																																				
⑩ 正会員	高橋 貴之	事例集編集・成果報告運営																																				
⑪ 会計	大澤 千鶴	会計担当																																				

### 3 収支予算書（この協働事業だけの金額を記入してください）

総事業費	3,072,000 円	市の支出	3,045,000 円
		団体の支出(他の収入等)	27,000 円

#### ①収入

金額単位：円

項目	予算額	内容
市の支出	C 3,045,000	
団体の支出	27,000	
事業収入		
収入合計	A 3,072,000	

#### ②支出

項目	予算額	うち市の支出分	積算単価のなど具体的な内容
謝金	45,000	45,000	地域づくり事例集（仮称）確定版指導謝礼 編集会議等指導 全体指導 15,000*3 人回=45,000
賃金	2,636,000	2,636,000	全体企画・進行管理 4H*20 日*2 人*2,000=320,000 実践企画支援 4H*10 日*4 人*3 地区*1,500=720,000 実践実施プロセスの記録 4H*2 日*4 人*3 地区*1,500=144,000 実施効果の住民ヒアリング 4H*2 日*4 人*3 地区*1,500=144,000 ヒアリングから見た改善点の整理 4H*2 日*4 人*3 地区*1,500=144,000 地域づくり事例集（仮称）確定版の編集作業 4H*20 日*2 人*2,000=320,000 4H*20 日*4 人*1,500=480,000 編集会議運営（3回） 3H*2 日*2 人*3 回*2,000=72,000 3H*2 日*4 人*3 回*1,500=108,000 報告会運営 2H*2 日*2 人*3 回*2,000=48,000 2H*2 日*4 人*3 回*1,500=72,000 全体取りまとめ 4H*4 日*2 人*2,000=64,000
印刷費	310,000	310,000	ヒアリング・検討会等資料コピー 100 枚*50 回*10=50,000 地域づくり事例集（仮称）印刷 500 部*500=250,000 全体取りまとめ 100 部*100=10,000

旅費・交通費	54,000	54,000	ヒアリング地区へのバス代 6人*18回*500=54,000
食糧費	27,000		ヒアリング・検討会(18回)のお茶代 10人*18回*150=27,000
支出合計	B 3,072,000	D 3,045,000	

注) 収入合計 A と支出合計 B、及び、市の支出 C と支出合計 D は同額となります。

注) 市の支出の他に、県やその他の助成金がある場合は、収入・支出に明記してください。

※事業の実施及び予算は3月議会での承認により決定されます。

※この事業提案書は、個人情報の一部を除き、ホームページ等で公表します。



協働推進課 調整事項	
---------------	--

令和5年度(2023)実施 市民提案型協働事業 活動記録簿

社会環境の変化に対応した地域活動の仕組みづくり支援事業

事業名							
年度	月	日	場所	内容	出席者		担当課
					団体		
4	4	13	平塚市(自宅)	事務作業 8:30~17:30 8H	坂田		
		17	平塚市(自宅)	事務作業 8:30~16:30 7H	坂田		
		18	ひらつか市民活動センター	打合せ 3年度振り返り、R45/7平自連総会段取り、他 18	坂田・鈴木・宮崎・津田		大関・柿沼
		19	平塚市(自宅)	人件費明細書作成他 4H	坂田		
		19	ひらつか市民活動センター	議事録作成、自己評価シート作成 2H+PPT津田さん資料打	坂田・鈴木・宮崎・田中・津田・長谷川・猪股		
		20	平塚市(自宅)	庁内アンケート調査・ヒヤリング報告書確認 1H	坂田		
		22	平塚市(自宅)	平自連総会用PPT資料確認 1H	坂田		
		25	平塚市(自宅)	協働事業報告用資料(決算書含む)作成 3H	坂田		
		26	平塚市(自宅)	協働事業報告用資料(決算書含む)作成 2H	坂田		
		27	平塚市(自宅)	協働事業報告用資料(決算書含む)作成 2H	坂田		
		30	平塚市(自宅)	報告会資料確認 1H	坂田		
		1	平塚市(自宅)	平自連総会用PPT資料確認 1H	坂田		
5		3	平塚市(自宅)	協働事業報告会資料作成確認 2H	坂田		
		4	平塚市(自宅)	協働事業報告会資料作成確認 2H	坂田		
		5	平塚市(自宅)	協働事業報告会資料作成確認 2H	坂田		
		6	中央公民館	平自連総会準備 1H	坂田		
		7	中央公民館	平自連総会 3H	坂田		
		12	市役所	事業報告会出席 1H	坂田		
		17	平塚市(自宅)	次年度事業提案継続について 1H	坂田		大関・柿沼
		18	平塚市(自宅)	伊勢山地区自治会からの依頼について 1H	坂田		柿沼
		27	平塚市(自宅)	会員へ諸連絡(活動記録の提出その他) 1H	坂田		
		6		1	自宅	伊勢山講演準備 4H	宮崎
2	自宅			伊勢山講演準備 4H	宮崎		
3	自宅			伊勢山講演準備 4H	宮崎		
6		5	平塚市(自宅)	メンバー活動記録まとめ 3H	坂田		
		6	平塚市(自宅)	メンバー支払計算まとめ 3H	坂田		
		9	自宅	22日勉強(検討)会向け、自由記述関係資料作成(5時間)	高橋		
		13	自宅	22日勉強(検討)会向けデータ作成(5時間)	高橋		
		15	自宅	22日勉強(検討)会向け、自由記述データ作成、検討(4時間)	高橋		
		16	自宅	22日勉強(検討)会向け、自由記述データ作成、検討(4時間)	高橋		
		17	ひらつか市民活動センター	メンバー支払い、個別意見集計まとめ 2H	坂田		
		17	自宅	自治会アンケート自由回答打合せ(オンライン) 2H	鈴木、高橋		
		19	自宅	22日勉強(検討)会向け、自由記述データ作成、検討(3時間)	高橋		
		20	自宅	自由記述パワーポイント資料作成(4時間)	高橋		
		21	自宅	自由記述パワーポイント資料作成(3時間)	高橋		
		22	自宅 オンライン	R4進め方メンバー勉強会 17:30~19:30	田中・津田・坂田・斉藤・梶田・二宮・高橋・杉本・高島		
		24	伊勢山地区	伊勢山講演準備 3H	宮崎		
		24	自宅	自由記述資料の修正(チーム内での助言後)(2時間)	高橋		
		25	自宅	伊勢山講演準備 4H	宮崎		
		25	ひらつか市民活動センター	伊勢山地区訪問準備 印刷他 17:00~18:00	坂田		
		25	平塚市(自宅)	アンケート分析・追加まとめ 3H	長谷川		
26	松ヶ丘公民館	アンケート結果報告その他 12:30~16:00	宮崎・坂田		柿沼さん、大関さん		
26	自宅	自由記述資料の修正(チーム内での助言後)(2時間)	高橋				
27	ひらつか市民活動センター	R4見積書作成 1H	坂田				
29	ひらつか市民活動センター	モデル地区及び4年度の進め方会議 15:00~18:00	鈴木・田中・津田・坂田・長谷川・斉藤・宮崎		柿沼さん、大関さん		
30	自宅	活動に於けるプロセスと役割分担について資料作成(10:00	津田				
7		2	自宅	活動に於けるプロセスと役割分担について資料作成(14:00	津田		
		3	自宅	活動に於けるプロセスと役割分担について資料作成(14:00	津田		
		4	自宅	活動に於けるプロセスと役割分担について資料作成(10:00	津田		
		5	ひらつか市民活動センター	モデル地区日程調整の連絡 0.5	坂田		柿沼さん
6	自宅	活動に於けるプロセスと役割分担について資料作成(9:30	津田				
7	ひらつか市民活動センター	モデル地区横内地区日程調整 0.5	坂田		柿沼さん		
8	平塚市内	協働事業 令和4年度計画(案)検討 2H	田中				
10	自宅	自由記述資料再作成に向けた検討(2時間)	高橋				
11	平塚市内	協働事業 令和4年度計画(案)作成 2H	田中				
13	ひらつか市民活動センター	横内地区の進め方打合せ 17:10~18:30	鈴木・坂田				
15	自宅	横内地区打合せ資料作成 2H	鈴木				
18	ひらつか市民活動センター	横内地区訪問資料印刷準備 17:15~18:15	坂田				
19	横内公民館	モデル地区横内地区会合18:00~20:00	鈴木・猪股・坂田・梶田・(高島・杉本)		柿沼さん、大関さん		
20	ひらつか市民活動センター	24日らら湘南 commons 平塚打合せ内容 0.5	坂田		柿沼さん		
22	ひらつか市民活動センター	24日らら湘南 commons 平塚打合せ進め方その他 0.5	坂田		大関さん		
23	自宅	活動記録まとめ	坂田				
23	自宅	横内地区打合せ議事録作成 1H	鈴木				
24	パークホームズ集会室	LaLa湘南平塚 commons 打合せ 2H	鈴木、坂田、津田、田中				
25	自宅	モデル地区での定例会の現状把握を傍聴 議事録作成 (1	津田				
27	平塚市内	LaLa湘南 commons へ自由記述資料提出の準備作成	田中				
29	ひらつか市民活動センター	R4中間報告打合せ 2H	鈴木、坂田、猪俣、津田、田中、長谷川				
31	ひらつか市民活動センター	メンバー連絡調整	坂田				
31	自宅	R4中間報告資料作成 8H	鈴木				
8		1	ひらつか市民活動センター	崇善地区、社協、包括、打合せ 2H	社協2名、包括、栗原会長、坂田		大関さん
		2	ひらつか市民活動センター	協働事業申請書等修正 4H	坂田		
		3	ひらつか市民活動センター	協働事業申請書、活動記録まとめ 4H	坂田		

# 特定非営利活動法人 湘南NPOサポートセンター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 湘南NPOサポートセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「一人ひとりが自分らしく暮らせるまち」を願い、広く地域で活動する人たちに対して、市民活動に関する支援事業及び地域社会が求める経済活動やまちづくりを行うことで、自立した市民社会と充実した地域活動の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民や市民活動団体及び地域活動団体の自立と連携を推進する事業
- (2) 市民活動や地域活動及び地域社会の情報化やまちづくりの支援事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がな

い限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当すると至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当すると至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上 10 人以下
- (2) 監事 1 人以上 2 人以下

- 2 理事のうち 1 人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要な場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務は行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項  
(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 50 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選出された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 理事会の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 条 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更

しないこと。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 8 条 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9条 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長	横田 裕
副理事長	坂田 美保子
副理事長	武井 敦司
理事	氏家 真美
理事	市川 憲治
監事	打田 芳恵

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	0円	団体	0円
賛助会員	個人	0円	団体	0円

(2) 年会費

正会員	個人	3,000円	団体	5,000円
賛助会員	個人	1口 3,000円	(1口以上)	
	団体	1口 5,000円	(1口以上)	

附則

この定款の変更は、平成26年10月3日から施行する。

附則

この定款は、平成29年5月26日から施行する。

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

NPO法人湘南NPOサポートセンター

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日

**【経常収益】**

**【受取会費】**

会員受取会費	105,000	
賛助会員受取会費	30,000	135,000

**【受取寄付金】**

受取寄付金		1,065,006
-------	--	-----------

**【事業収益】**

事業収益		28,732,235
------	--	------------

**【その他収益】**

受取 利息		102
-------	--	-----

経常収益 計

29,932,343

**【経常費用】**

**【事業費】**

(人件費)

人件費(事業)	19,801,987	
---------	------------	--

法定福利費(事業)	1,313,199	
-----------	-----------	--

福利厚生費(事業)	15,000	
-----------	--------	--

人件費計	21,130,186	
------	------------	--

研修費(事業)	17,650	
---------	--------	--

(その他経費)

業務委託費(事業)	686,596	
-----------	---------	--

謝 金(事業)	1,091,209	
---------	-----------	--

印刷製本費(事業)	751,106	
-----------	---------	--

会 議 費(事業)	33,106	
-----------	--------	--

新聞図書費(事業)	1,600	
-----------	-------	--

旅費交通費(事業)	979,401	
-----------	---------	--

通 信 費(事業)	41,990	
-----------	--------	--

接待交際費(事業)	5,930	
-----------	-------	--

消耗品 費(事業)	650,372	
-----------	---------	--

事務所費(事業)	120,000	
----------	---------	--

賃 借 料(事業)	252,021	
-----------	---------	--

HP管理費(事業)	393,536	
-----------	---------	--

広告宣伝費(事業)	33,000	
-----------	--------	--

諸 会 費(事業)	10,000	
-----------	--------	--

租税公課(事業)	1,395,550	
----------	-----------	--

支払手数料(事業)	32,270	
-----------	--------	--

その他経費計	6,477,687	
--------	-----------	--

事業費 計

27,625,523

**【管理費】**

(人件費)

人 件 費	120,000	
-------	---------	--

人件費計	120,000	
------	---------	--

(その他経費)

会 議 費	3,990	
-------	-------	--

通 信 費	36,336	
-------	--------	--

賃 借 料	2,400	
-------	-------	--

HP管理費	47,319	
-------	--------	--

接待交際費	9,142	
-------	-------	--

新聞図書費	1,600	
-------	-------	--

保 険 料	39,631	
-------	--------	--

租 税 公 課	90,000	
---------	--------	--

支払手数料	1,100	
-------	-------	--

その他経費計	231,518	
--------	---------	--

管理費 計

351,518

経常費用 計

27,977,041

当期経常増減額

1,955,302

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

NPO法人湘南NPOサポートセンター

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日

【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	<u>1,955,302</u>
当期正味財産増減額	<u>1,955,302</u>
前期繰越正味財産額	<u>2,086,443</u>
次期繰越正味財産額	<u><u>4,041,745</u></u>

2022年度計画(予算書)

	法人管理	メディア	スマホサ ロン	地域魅力	市民活動セ ンター	市民大学	市民提案 型協働	市民活動	神奈川農 福	神奈川支 え合い	予備	合計	比率
事業収益		1,500,000	180,000	10,000	18,619,000	305,000	2,758,800	200,000	1,254,000	1,800,000		26,626,800	94.6%
受講料													
イベント収入													
会費	200,000											200,000	0.7%
寄付	1,328,000											1,328,000	4.7%
売上高合計	1,528,000	1,500,000	180,000	10,000	18,619,000	305,000	2,758,800	200,000	1,254,000	1,800,000		28,154,800	100.0%
委託費		233,593			85,238					327,012		645,843	2.5%
印刷費		421,624			126,067	21,234	95,304		5,355	19,735		689,319	2.6%
運賃													
会議費	2,656	425			682		4,968		6,468	4,340		19,539	0.1%
新聞図書費	1,065				1,705							2,770	0.0%
イベント費													
交通費				3,824	731,718	24,430	5,071	28,151	94,224	2,641		890,059	3.4%
保険料	26,382											26,382	0.1%
接待交際費	6,086				1,747	1,680			2,132			11,645	0.0%
支払手数料	732	1,963			19,349	336	947	159	2,213	1,630		27,330	0.1%
消耗品費		7,153			287,974	7,761	31,725		16,698	64,433		415,744	1.6%
事務所費		113,257										113,257	0.4%
広告宣伝費		15,573			17,580							33,153	0.1%
賃借料	1,598											1,598	0.0%
謝金					144,904		395,823	38,664	137,317	106,091		822,800	3.1%
諸会費		9,438										9,438	0.0%
人件費	79,882	533,820	148,804		14,423,387	235,449	2,224,962	93,638	713,566	884,609		19,338,118	73.5%
講師料													
法定福利費					1,399,177							1,399,177	5.3%
福利厚生費					15,982							15,982	0.1%
調査研究費													
租税公課	59,912	63,153	8,196		887,638	14,111		9,093	100,088	184,381		1,326,572	5.0%
研修費					18,806							18,806	0.1%
通信費	24,188			376	37,745			2,295	937	127		65,669	0.2%
HP管理費	31,500				419,302							450,801	1.7%
販売管理費計	234,000	1,400,000	157,000	4,200	18,619,000	305,000	2,758,800	172,000	1,079,000	1,595,000		26,324,000	100.0%
営業損益	1,294,000	100,000	23,000	5,800				28,000	175,000	205,000		1,830,800	6.5%
受取利息	102											102	
営業外収益	102											102	
当期利益	1,294,102	100,000	23,000	5,800				28,000	175,000	205,000		1,830,902	6.5%

# 令和5年度「事業」提案書

令和4年9月22日

(宛先)

平塚市長 殿

団 体 名	特定非営利活動法人ぜんしん
代 表 者	柳川 涼司
事業担当課	産業振興部・農水産課、平塚市農業委員会
提 案 型	<input type="checkbox"/> 行政提案型 <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型 ( <input checked="" type="checkbox"/> 自由部門 <input type="checkbox"/> テーマ設定部門 )
新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規 (提案3年分) <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (令和4年度～)

協働事業について、以下のとおり事業提案します。

## 1 提案内容 (事業担当課との意見交換をもとに、具体的に詳しく記入してください。)

①事業名	農業体験を通して不登校やひきこもりの若者と人材不足に悩む農家をつなぐ就農支援事業 ～平塚市「スマートライスセンター」の通年営業モデルの創出に向けて～
②事業の目的・必要性 なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図られるのかなど。	<p>当団体は過去6年に渡り、平塚市と不登校・ひきこもりに悩む親子へ先ず、家から外へ出て、きっかけを得る為の居場所を提供して来た。次いで、居場所で元気になれた若者が同市・中央図書館に出向き、本の修繕等のボランティア体験を行うことで就労に向けて自信を培うまでに至ったが、未だ就労に結びつかない若者が存在している。その為、より実践的な職業体験の場を設け、彼らが就労に繋がる機会を提供する必要がある。</p> <p>一方、県下トップの米どころである本市の稲作を維持していくには、水稲作業を受託する組織の存在が大きく、とりわけ稲作の全作業を請け負うことが出来る湘南ライスセンター株式会社への委託ニーズが年々増えている。しかしながら、構成員の平均年齢は70代半ばといった現状であり、労働力が衰退している。そのため、若者の労働力が求められているが、新たに若者を呼び込むには、年間を通した営業体制の構築が必要である。</p> <p>本事業は、働きたい意思を持ちながら働きづらさを抱える若者が、ライスセンターで農業体験に参加する。彼らの自立を促す社会参加の場を確保するとともに、適性に応じてライスセンターでの就農を支援しながら、同所の通年営業の可能性を検証していくことを目的とする。</p> <p>平塚市の農業施策として、スマート農業を実装し、地域を超えて稲作の全工程を請け負える法人化したライスセンター (スマートライスセンター) の創出を目指している。</p> <p>また、同市・農業政策としては、50ha以上を請け負え、稲作以外の営業体制の創出による通年営業できるライスセンターの法人化を目指す過程で、既存のライスセンターにおいて、若者をどのように迎え入れながら、新たな業務に取り掛かることができるかの実証を継続していきたい。</p> <p>また、癒しなどの効果を発揮する『農業』において、より実践的な職業体験の場を求め、若者の適性に応じた寄り添い型の自立支援と農業経営の業務改善提案などができるNPOが、市と協働して事業を推進していく必要があると考えている。デジタル機器を得意とするひきこもり等の若者が農業体験等を通し、自身の適性を見極めながら活躍の場を広げることで自立意欲を高め、就農できることを期待したい。</p>

<p>③協働の必要性・メリット</p> <p>なぜ、市と協働で実施したいのか、協働することの必要性を記入してください。</p> <p>また、市民・団体・市のメリットをそれぞれ具体的に記入してください。</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談から職業体験、就労へとワンストップで若者を自立へ導ける</li> <li>・社会体験の場ほかへ参加する若者を団体スタッフが手厚く、多角的にサポートする必要がある(社会への緩やかな橋渡し機能)</li> <li>・湘南ライスセンターの担い手不足を補うため、若者の適性に応じた様々な農作業や業務について検討・提案できる</li> </ul>
	<p>メリット</p>	<p>(市民のメリット：市民が受けられるサービスや解決される課題など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者は、自分の得意とする分野で活躍できる場が得られる</li> <li>・若者は、小さな成功体験を積むことで自己肯定感が回復・向上する</li> <li>・若者は、自立に向け、より実践的な体験ができ、就労も可能になる</li> <li>・湘南ライスセンターは、異なる個性を持った仲間を受け入れることで、他者を思いやる雰囲気醸成され、働きやすい環境づくりに向けた組織運営の意識が高まる</li> <li>・湘南ライスセンターは、作業を補ってもらいながら、地域社会における農業の価値の向上につなげることができる</li> <li>・湘南ライスセンターは、若者の個性を引き出すために業務の見直しを検討し、効率を高めることができる</li> <li>・農家・若者ともに、新たな労働力・雇用の創出につながる</li> </ul> <p>(団体のメリット：行政が持つ情報等の活用や信頼性の確保など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に要する「職業体験」の場を確保できる</li> <li>・数多くの職業人と接する為、会話や対人訓練等の場が得られる</li> <li>・協働することで農家の方々と団体が連携し、事業を展開し易くなる</li> </ul> <p>(市のメリット：団体が持つ専門性やノウハウの活用など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートライスセンターの若者雇用のモデルとして、波及効果が見込まれる(取り組みや成功事例のPRを行う等、多くのひきこもり状態にある若者のチャンスになる)</li> <li>・ライスセンターの通年営業体制の構築に向けて若者の適性に応じた様々な提案が得られると同時に、就農に直結する可能性がある</li> <li>・誰もが活躍できる地域社会の実現のために協働することは、地域社会における農業の価値の向上につながる</li> <li>・ライスセンターが受託する量やメニューを増やすことができ、益々高齢化する農家のニーズに応えることができる</li> <li>・様々な支援を受けたが、状況改善に至らない当事者(親子)が、自立に向け、団体のノウハウ等を活かし、ワンストップかつ段階的に支援の手を差し伸べられる</li> </ul>

<p>④事業のアピールポイント</p> <p>この事業の先駆性、先進性、創意工夫、事業の売りや熱い想いなどアピールできることを記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲームやネット依存等で悩む若者が得意とするデジタル機器等を活用し、多様な人々と交流しながら新たな社会で活躍する機会を得られる</li> <li>・不登校やひきこもりの若者は、団体の寄り添い型の手厚い支援を受けられるので、安心して体験等に参加し、ライスセンターに就労できる可能性がある</li> <li>・コロナ禍にある中、若者たちは、屋外での農作業に参加することで、①生活習慣の改善が図られ、②達成感を得て、自己肯定感が醸成されることから自立意欲が更に高まることが期待できる</li> <li>・農業技術の習得ほか、若者は就農に向けて段階的な準備を進める過程で農家とつながり、農作業の報酬を得られる機会が生まれる可能性がある</li> <li>・スマート農業導入により「3K(きつい・汚い・危険)」とされて来た従来の農業イメージが、「かっこいい・稼げる・感動」へと変化しており、若者の参加が見込まれる(団体スタッフも体験に参加し、実感している)</li> <li>・稲作の全行程を担うことができる「湘南ライスセンター」において、急務とされる人材不足が補われ、組織が活性化することで、都市農業の先駆的モデルを確立できる</li> <li>・県下トップの米どころを維持する一助となり、はるみブランドの強化が可能になるほか、市農政が長い間、課題としてきた「ライスセンターの通年営業体制の構築」に向けた提案を行うことができる</li> </ul>
--	---

<p>⑤事業概要・計画</p> <p>スケジュール・人員配置など時系列、箇条書きで具体的に記入してください。</p>	<p>2年目は、スタッフを増員しながら、寄り添い型の支援を継続し、初年度に計画した体験作業内容を拡張させていく。また、今年度は、体験を積み重ねる過程で「作業のやり方メモ（仮称）」を作成し、築き上げた若者と農家の方々との信頼関係を更に深めながら若者の自立を含め、スマートライスセンターの通年営業モデルの構築に向けた実証を進めたい。</p> <p>①4月～11月 湘南ライスセンターで農家(各農家)の方々と年度初めのヒアリング等の実施、体験作業内容の打合せ、就農希望者の受入れに向けた話し合い、団体会議等の開催(18回)</p> <p>②5月～3月 体験者を受け入れる準備・手続き等を行う為の「事前説明会」を開催する。また、春先の体験終了後や事業の終盤にて「振り返りの場」を設け、体験者の意見等を伺う(3回)</p> <p>③5月～3月 配布資料・打合せ・アンケート分析等の書類作成に加え、作業内容の理解を深め、関係各位とのコミュニケーションツール等となる「作業のやり方メモ(仮称)」を作成(82回)</p> <p>④5月～3月 農作業の体験…播種、ハウス移動、水まき、外出し、田植え・刈り取り体験(見学を含む)、出荷等の作業を湘南ライスセンターほかで体験する。(16回)</p> <p>⑤5月～3月 業務改善等に向けたミーティングや具体的な改善作業の実施…若者の適性に応じた業務提案のために、ライスセンターにおけるスマート農業を活用した業務内容等を検討する。また、実際に現場で必要とされている請求書の確認・データ整理等の作業をサポートしていく。また、必要に応じて、大手農機メーカーが実施するオンラインによるスマート農業の説明会等、学びの場を設けていく。(6回)</p> <p>※体験等を踏まえ、デジタルに関するサポート、または、ライスセンターの通年営業に向けた提案…パソコンを活用した事務作業ほかのお手伝い等について提案を行いながら、具体的なサポートを目指す(提案：3回)</p> <p>⑥3月 実証してきた提案のまとめに向けて、若者と農家を交えた話し合いの場・振り返り(2回)</p>
<p>⑥役割分担</p> <p>団体、市の役割を具体的に記入してください。</p>	<p>(団体の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校・ひきこもり等の経験をした「寄り添いスタッフ」の提供</li> <li>・農業体験者へ事前・事後の「メンタルケア」等の相談を実施</li> <li>・デジタルサポートを得意とする様々な若者の適性に応じたライスセンターでの業務提案（通年営業に向けた検討・提案）</li> <li>・体験者が飽きずに楽しみながら職業体験に参加できるように、ゲーム攻略的な指標等を活用する(体験者は回復過程において段階的に業務改善に向けた提案等のサポートもこなせるように導いていく)</li> </ul> <p>(市の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湘南ライスセンターをはじめ、農家の方々や JA 湘南ほかとの連絡と調整（体験だけでなく、就職先となる農家等の紹介も含む）</li> <li>・市内の農業情勢に詳しい職員の提供</li> <li>・広報ツールで当該事業の周知や PR に協力</li> </ul>



(実施後の具体的な事業展開や上記の補足事項)

2年目も職業体験等において農家の方々や諸機関との関係性の構築を引き続き、慎重に進めていく。「作業のやり方メモ(仮称)」等のツールを有効活用しながら、築き上げた信頼関係をもとに、翌年度以降も以下の通り、ライスセンターでの通年営業体制の構築に向けた事業を拡大していく。

・2年目以降は、職業体験等を重ねながら、実証・提案するサポート等を本格的に着手していく。日進月歩する農業技術の動向を踏まえながら、実証・提案するサポート等は、臨機応変に対応していきたい。また、業務内容等の情報整理を図ることを推し進め、様々な特性を持つ体験者の自立に向けた段階に応じて必要とされる「ノウハウや知識等を提供する場」を設ける為の準備も着実に進めていく。

・3年目は、更に実証・提案した事業の実践にとりかかり、想定では、デジタル系サポート内容を拡大させていく(農薬散布ドローン等、リモート機材による作業ほか)。また、これまでの事業で整理された業務内容等の情報を更新しながら、より多くの体験者を募る為の仕組みづくり等を検討している。

・3年目以降は、市内の農家と連携し、若者の体験先や就農が可能となる場(若者が活躍できる就職先)を拡張していく事業をライスセンターとともに実施していきたい。また、同センターと連携しながら企業体験の場を設ける仕組みを構築していく。団体は、若者たちのコーディネイト役として職業体験の場や就労先等も提供する役割を担いながら、収益モデルの構築を目指していく。



### 3 収支予算書（この協働事業だけの金額を記入してください）

総事業費	2,782,158 円	市の支出	2,624,758 円
		団体の支出(他の収入等)	157,400 円

#### ①収入

金額単位：円

項目	予算額	内容
市の支出	C 2,624,758	
団体の支出	157,400	団体の会計より支出
事業収入	0	職業体験者の参加費は、徴収しない
収入合計	A 2,782,158	

#### ②支出

項目	予算額	うち市の支出分	積算単価などの具体的な内容
実証・検証報酬 (責任者)	881,250	881,250	総括責任者(産業カウンセラー/心理相談員): ①打合せ訪問・会議等：5H×18日×1人×1,500円 ②事前説明会等：7.5H×3日×1人×1,500円 ③配布資料等の書類作成：5H×60日×1人×1,500円 ④農作業の体験：7.5H×16日×1人×1,500円 ⑤業務改善提案等 MTG：7.5H×6日×1人×1,500円 ⑥振り返り等の会議：5H×2日×1人×1,500円
実証・検証報酬 (団体スタッフ)	1,069,750	1,069,750	団体スタッフ： ①打合せ訪問・会議等：5H×18日×3人×1,100円 ②事前説明会等：7.5H×3日×3人×1,100円 ③配布資料等の書類作成：5H×11日×2人×1,100円 ④農作業の体験：7.5H×16日×3人×1,100円 ⑤業務改善提案等 MTG：7.5H×6日×3人×1,100円 ⑥振り返り等の会議：5H×2日×3人×1,100円
事務用品費	153,638	53,838	ノートパソコン：99,800円、プリンター用インク代：5,620円×6組、郵送関連(角2封筒等)：4,840円、A4コピー用紙、文房具類：15,278円
消耗品費	147,240	89,640	PC周辺機器等：57,600円、農業用品(作業着、長靴等)：83,040円 コロナ関連部材：6,600円
旅費交通費	216,900	216,900	団体スタッフ：(1,040+1,080+1,320+1,380円)×45日
印刷製本費	40,500	40,500	パンフレットデザイン費：30,000円、A4カラー・両面印刷費：3.5円×1,500枚×2回
通信運搬費	18,000	18,000	事業周知パンフレット郵送費：250円×36カ所×2回
保険料	254,880	254,880	職業体験者：1,770円×16日×5人 ※増員1名+予備1名 団体スタッフの傷害保険：1,770円×16日×4人
支出合計	B 2,782,158	D 2,624,758	

注) 収入合計 A と支出合計 B、及び、市の支出 C と支出合計 D は同額となります。

注) 市の支出の他に、県やその他の助成金がある場合は、収入・支出に明記してください。

※事業の実施及び予算は3月議会での承認により決定されます。

※この事業提案書は、個人情報の一部を除き、ホームページ等で公表します。





## 特定非営利活動法人 ぜんしん 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ぜんしん という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不登校の子どもやひきこもりに陥っている若者及びその保護者に対し、居場所を提供し、不登校・ひきこもりの元当事者が中心となり復学・進学・就労に向けたプログラムの提供を通じて自立を支援する事業を行い、学校外での学習及び交流を求める若者の成長と自立を促し、彼らが自分らしく生きていける環境づくりに寄与することを目的とする。また、高齢者や障がい者等、広く市民に対し、子育て・教育に関する事業を行い、そうした市民の自立や生きがいの創出に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子育て・教育支援事業
- (2) 子育て・教育に関する普及啓発事業
- (3) 若者の自立・就労支援事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して活動を支援するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、  
任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員  
総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の  
親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が  
役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、  
理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、  
この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会場の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第51条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、  
総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、  
理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、  
収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、  
活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、  
その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第50条 この法人が資金を借入しようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する  
短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の  
4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において選定した他の特定非営利活動法人に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る広告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 柳川 涼司

副理事長 塚田 浩幸

理事 手塚 明美

同 坂田 美保子

同 打田 芳恵

監事 沼田 喜久枝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2014年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2013年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	5,000円	団体	10,000円
-----	----	--------	----	---------

賛助会員	個人	0円	団体	0円
------	----	----	----	----

(2) 年会費

正会員	個人	5,000円	団体	10,000円
-----	----	--------	----	---------

賛助会員	個人	1口	1,000円 (1口以上)
------	----	----	---------------

団体	1口	1,000円 (1口以上)
----	----	---------------

附 則

この定款は、平成29年6月24日から施行する。

## 活動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 ぜんしん  
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	140,000		
賛助会員受取会費	80,000		
		220,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	398,250		
		398,250	
3. 受取助成金等			
協働事業	849,280		
協賛事業	10,009		
		859,289	
4. 事業収益			
◎ 子育て・教育支援事業			
ア) 居場所の開催	80,000		
イ) 就労支援相談会の開催	33,500		
ウ) 就労支援向けミニ講座の開催	54,000		
エ) 訪問支援による個別相談	3,445,580		
◎ 子育て・教育に関する普及啓発事業			
ア) 「不登校」や「ひきこもり」等の 講演会ほか各種イベント、学習会の開催	10,734		
◎ 若者の自立・就労支援事業			
ア) ひきこもりの若者への社会的な自立支援	682,740		
		4,306,554	
5. その他収益			
雑収入			
受取利息	2		
		2	
経常収益計			5,784,095
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
◎ 子育て・教育支援事業費	1,845,739		
◎ 子育て・教育に関する普及啓発事業費	211,806		
◎ 若者の自立・就労支援事業費	968,257		
人件費計	3,025,802		
(2) その他経費			
水道光熱費	22,865		
旅費交通費	85,076		
通信運搬費	166,593		
広告宣伝費	91,529		
印刷製本費	22,742		
接待交際費	67,697		
消耗品費	523,440		
講師謝礼	45,000		
資料作成費	907,978		
リース代	125,566		
損害保険料	18,662		
会議費	74,536		
車両燃料費	4,571		
研修費	41,020		

諸会費	35,600		
食料費	25,653		
その他経費計	2,258,528		
事業費計		5,284,330	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
水道光熱費	9,799		
旅費交通費	36,460		
通信運搬費	71,396		
消耗品費	224,331		
リース代	53,814		
損害保険料	7,998		
支払手数料	1,336		
雑費	23,020		
管理費計		428,154	
経常費用計			5,712,484
当期経常増減額			71,611
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			71,611
前期繰越正味財産額			201,860
次期繰越正味財産額			273,471

令和4年度 活動予算書

～ 2022年4月1日から2023年3月31日まで～

特定非営利活動法人 ぜんしん  
(単位:円)

科目	金額		備考
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	100,000		
		300,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	120,000		
		120,000	
3. 受取助成金等			
助成金等	1,850,000		
		1,850,000	
4. 事業収益			
①子育て・教育支援事業			
ア)居場所の開催	30,000		
イ)就労支援相談会の開催	16,500		
ウ)就労支援向けミニ講座ほかの開催	35,000		
エ)訪問支援による個別相談	1,261,000		
②子育て・教育に関する普及啓発事業			
ア)「不登校」や「ひきこもり」等の講演会ほか 各種講座開催事業	30,000		講演料
③若者の自立・就労支援事業			
ア)ひきこもりの若者への社会的な自立支援	465,600		
		1,838,100	
5. その他収益			
受取利息	2		
		2	
経常収益計			4,108,102
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
①子育て・教育支援事業			
エ)訪問支援による個別相談	988,000		
②子育て・教育に関する普及啓発事業			
ア)「不登校」や「ひきこもり」等の講演会ほか 各種講座開催事業	90,000		講師謝金、イベント開催時のスタッフ謝礼
③若者の自立・就労支援事業			
ア)ひきこもりの若者への社会的な自立支援	1,171,500		講座プログラム・資料作成、指導費
人件費計(A)		2,249,500	
(2) その他経費			
会場利用費	36,000		6,000円×6回
消耗品費	150,000		PC関連備品、インク代、文具、農業用品等
旅費交通費	110,000		サポーターの交通費ほか
宣伝広告費	90,000		活動告知パンフレットほか制作費等
通信運搬費	100,000		行政や諸団体ほかへの通信費
設備費	210,000		パソコン&周辺機器、各種ソフトほか
保険料	144,000		図書館ボランティア、農業体験ほか
食糧費	23,000		居場所ほかで参加者へ振る舞うお茶菓子代
リース費	240,000		高性能ノートパソコン(2万円×1台×12ヵ月)
研修費	50,000		臨床心理士ら講師謝礼
会議費	70,000		スタッフ研修・打合せ費
その他経緯費計(B)		1,223,000	
経常事業費計			3,472,500
2. 管理費			
役員報酬	0		
消耗品費	81,000		A4、B5コピー用紙ほか事務用品
通信運搬費	88,000		Webサイト維持、サーバー管理等
旅費交通費	65,000		新規取引先の開拓営業、勉強会参加等
水道光熱費	53,000		自宅事務所にて20%按分
諸会費	35,000		他団体の会員費
支払手数料	2,520		振込手数料等
雑費	20,000		不登校新聞購入など
予備費	30,000		
管理費計(C)		374,520	
経常費用計			3,847,020 (A)+(B)+(C)
当期経常増減額			261,082
III 経常外費用			
当期正味財産増減額			261,082
前期繰越正味財産額			273,471
次期繰越正味財産額			534,553